

政令第 号

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第三十三条の二、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第四十七条及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第二百二号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第一条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「九億円」を「十億円」に改める。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「九億

円」を「十億円」に改める。

一 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）第十二条

二 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四十三年政令第六十三号）第五条

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第九条並びに第二条の規定による改正後の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令第十二条及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令第五条の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税につい

て適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

## 理由

首都圏、近畿圏及び中部圏の都市開発区域における工業生産設備に係る地方税の不均一課税に伴う措置の適用要件の見直しを行うとともに、近畿圏及び中部圏の都市開発区域について定められた当該措置の適用期間を延長する必要があるからである。